

## 第17回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R2.6.19） 結果

### 1 「越谷市における施設の使用及び事業実施の目安」の条件変更について

6月19日に、埼玉県イベント開催及び県有施設の再開の基準が第二段階へ、また、7月10日に第三段階へ移行することに伴い、「越谷市における施設の使用及び事業実施の目安」の「参加人数等」について下記のとおり変更する。

#### (1) 変更内容

新			旧 (R2.5.26 第16回対策本部会議にて決定)		
(1) 参加人数等			(1) 参加人数等		
類 型	収容率	人数上限	類 型	収容率	人数上限
屋 内	50%以内	1,000人 (6/19~7/9)	屋 内	50%以内	100人
		5,000人 (7/10~7/31)			屋 外
屋 外	十分な間隔 *できれば2m	1,000人 (6/19~7/9)	(注) 収容率と人数上限でどちらか少ない方を限度（両方の条件を満たす必要）		
		5,000人 (7/10~7/31)			
(注) 収容率と人数上限でどちらか少ない方を限度（両方の条件を満たす必要）					

#### (2) 変更日時 即日

#### (3) 「越谷市における施設の使用及び事業実施の目安」(全文)

「越谷市における施設の使用及び事業実施の目安」		
<p>当面の間、市施設の使用及び事業の実施については、埼玉県による「外出自粛の要請」や「施設の使用停止等の要請」が緩和あるいは解除されていることに加え、原則、以下の(1)から(3)を満たす場合のみとする。</p>		
(1) 参加人数等		
類 型	収容率	人数上限
屋 内	50%以内	1,000人 (6/19~7/9)
		5,000人 (7/10~7/31)
屋 外	十分な間隔 *できれば2m	1,000人 (6/19~7/9)
		5,000人 (7/10~7/31)
(注) 収容率と人数上限でどちらか少ない方を限度（両方の条件を満たす必要）		
(2) 感染拡大防止策		
①	三密対策	一定の数以上の入場制限、密集防止、社会的距離の確保

②	感染防止対策	発熱などの症状がある方の制限、手の触れる場所の消毒、マスクの着用
③	安全対策	入口等に消毒設備、体温計の設置、毎時の換気と消毒の徹底
④	その他	万が一感染者が確認されたときに備え、利用者（参加者）の特定、対面での食事や会話の制限

(3) その他

- ・ 上記に加え、「業種別ガイドライン」を参考とした対策の実施

※ 法令上の規定や市民の健康保持のため、実施する必要があるものについては対象外とするが、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施する。

## 2 (第2波以降の) 臨時休館・休止等の条件変更について

### (1) 変更内容

新	旧 (R2.5.26 第16回対策本部会議にて決定)
(1) 施設で感染者が発生した場合 感染者が発生した施設については、 <u>原則、臨時休館（2日程度）とし、再開の時期は保健所等からの助言を基に、施設所管課において判断する。</u>	(1) 施設で感染者が発生した場合 感染者が発生した施設については、 <u>2週間の臨時休館とする。</u> また、保健所の積極的疫学調査の結果、濃厚接触者が使用した施設についても同様の取り扱いとする。

### (2) 「(第2波以降の) 臨時休館・休止等について」(全文)

「(第2波以降の) 臨時休館・休止等について」	
1 市施設	
(1) 施設で感染者が発生した場合	感染者が発生した施設については、 <u>原則、臨時休館（2日程度）とし、再開の時期は保健所等からの助言を基に、施設所管課において判断する。</u>
(2) 埼玉県施設の使用停止等の再要請の対象施設となった場合	少なくとも要請が解除されるまでの間、臨時休館とする。
2 市主催事業等	
	埼玉県による「外出自粛の再要請」や「施設の使用停止等の再要請」があった場合は、都度判断する。